

「特定手続等に係る申請者の届出について」の一部改正（案）等に対する  
意見公募手続きの結果について

令和7年10月5日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
貿易管理課  
電子化・効率化推進室

「特定手続等に係る申請者の届出について」の一部改正（案）等に対する意見募集について、  
令和7年8月12日から令和7年9月12日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

今後とも、経済産業行政にご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

(1) 募集期間：令和7年8月12日（火）～令和7年9月12日（金）

(2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵便

2. 提出意見数

2件

3. 提出された意見

別紙のとおり

※行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	電子情報処理の廃止には反対。	御意見ありがとうございます。今回の改正は電子情報処理自体を廃止するものではなく、電子申請の手続き合理化の観点から重複事項の廃止等の改正を行っているものとなります。
2	<p>1) 廃止対象「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(以下 申請項目通達) と改正対象「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の「別表第1・第4」について、現在の法令は紙申請がベースの規定のため現実的な規定となっておらず、申請項目通達を廃止するのであれば、関係法令を改正すべきではないか。</p> <p>また、別途公表する事項について、HPへの公表である場合、許可申請という内容に対して法的根拠に準じていないのではないかと。審査課や審査官によっていかようにも変更が加えられ、申請者が知らないうちに運用ルールの変更が行われることを危惧する。少なくとも公表前、公表後の変更においてもパブコメで示されるべきであり、別途公表する内容が通達等の形で公布されることを前提として、パブリックコメントを経て同時に公布されるべきではないか。</p> <p>2) 今回の改正対象外であるが、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の「2 電子申請の取扱」中「(3) 画像の解像度」の項目について、書類の大きさ、カラー、白黒によりこの解像度では判読が不可能となる書面が存在するため、200dpi とするという固定した記載ぶりは現実的ではない。用紙サイズに対する dpi 規定や、200dpi 以上、判読できるものとするなどの規定とするべきではないか。実際 EUC などは 200dpi, モノクロ</p>	<p>1) 御意見ありがとうございます。電子情報処理組織をして行う特定手続(以下、「電子申請」)は、システムに係る事項を除き、原則として書面により申請が行われた場合に準ずることとなっております。申請者が電子申請の際に提出を求められる事項についても、その内容は関連する他の輸出注意事項、輸入注意事項及び役務通達等の各規程類にすでに規定された範囲において定義されます。よって今回のご指摘を踏まえまして、この旨を規定上明確化することといたしました。</p> <p>なお今回のシステム更改においては、システム更新のための仕様変更の他、手続き合理化のための制度見直しなど併せて行う大規模なものとなっております。電子申請の実際の利用者の方の利便性向上を図るため、規程類の整理統合に加え、電子申請のシステムマニュアルの公表を行うこととしています。電子申請による申請項目の詳細については、システム上の制限事項(入力やファイル形式等)を伴い、セキュリティアップデート等のシステム更新にも逐次対応していく必要があることから、これらの内容と併せて電子申請マニュアルに一元化して掲載することとしております。</p> <p>2) ご指摘ありがとうございます。書類によってはご指摘の状況もあり得るため、必要に応じて審査課室から申請者に対して改めて解像度の高いものをお願いするなどの運用をさせて頂いております。なお、ご指摘の点は今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>でのスキャンでは判読できない場合がある。</p> <p>3) 今回改正対象外であるが、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の「2 電子申請の取扱」中、「(4) 添付書類に記載された情報のファイルへの記録」について、ここで規定される「書類ごとにファイルを分け、関連通達等により規定された添付書類の名称をファイル名とする」の内容とは異なり、審査官からは提出書類は、jet ファイル以外は一つのファイルにまとめるようにとの指示がある。規定内容と異なる指示なので、この部分の通達を改正するか、審査課の指示を改めるかどちらかの改正が必要ではないか？</p>	<p>3) ご指摘ありがとうございます。審査課室によりご提出いただく資料が異なるため、一律的な運用が難しい場合もあります。なお、ご指摘の点は今後の参考とさせていただきます。</p>
---	--

このほか、技術的な修正をしています。